

給 与 規 程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人恵庭市学校給食協会就業規則第30条及び32条の規程に基づき、正職員の給与及び退職金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 給与は次に掲げるものを控除し、残額を通貨で直接本人に支払うものとする。

- (1) 給与所得税
- (2) 市町村民税
- (3) 各種社会保険料
- (4) その他労働者の過半数を代表する者と協定して定めたもの

2 前項の規定にかかわらず職員の申し出があったとき、金融機関の口座振替の方法により支払うことができる。

(給与の種類)

第3条 給与の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 給料
- (2) 扶養手当
- (3) 通勤手当
- (4) 時間外勤務手当、休日勤務手当
- (5) 住居手当
- (6) 期末手当
- (7) 勤勉手当
- (8) 寒冷地手当

(計算期間及び支給日)

第4条 給料の計算期間は、毎月1日から末日までとし、給料、扶養手当、通勤手当及び住居手当は当月分を、時間外勤務手当、休日勤務手当については前月分を毎月21日に支給する。

2 給与の支給日が休日又は土曜日にあたるときは、順次これを繰り上げる。

(給与支給額の端数)

第5条 給与計算上において、第3条に掲げる各項目ごとに生じた1円未満の端数は、これを切り捨てる。

(休職者の給与)

第6条 職員が、就業規則第25条の規程により休職となった場合、給与の支給は次のとおりとする。

- (1) 就業規則第25条第1項第1号に該当する場合 給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- (2) 就業規則第25条第1項第2号、第3号に該当する場合 給料、扶養手当のそれぞれ100分の60以内で支給することができる。

第2章 給料

(給料表)

第7条 給料表は別表のとおりとし、事務員と技術員には別表1を、調理員には別表2を適用する。

(初任給)

第8条 新たに職員になった者の給料月額を理事長が定める。

(昇給)

第9条 定期昇給は、毎年4月1日に行う。ただし、勤務年数が1年未満の職員の昇給は行わない。

- 2 職員の昇給は、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸とする。
- 4 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用を受ける職員は2号俸とする。
- 5 理事長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず別に定める基準により特別に昇給させることができる。

(給料の支給)

第10条 新たに職員になった者には、その日からの所定就業日数により日割で給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日までの所定就業日数により日割で給料を支給する。

(日割及び時間割計算)

第11条 給料月額の日割計算は、事務員、技術員については給料月額を1ヶ月平均所定労働日数で除した額（以下「日割額」という。）とする。

- 2 勤務1時間当りの給料額は、給料月額を1ヶ月平均所定労働時間で除した額とする。

(給料の減額)

第12条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しない1時間について、第11条第2項に規定する勤務1時間当りの給料額を減額して給料を支給する。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第13条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、調理員には適用しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害を有する者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(通勤手当)

第14条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 通勤距離が片道2km以上5km未満の者にあつては2,000円
- (2) 通勤距離が片道5km以上10km未満の者にあつては4,200円
- (3) 通勤距離が片道10km以上の者については7,100円

2 前項の通勤距離の計算は、住居から勤務地までの最短距離によるものとする。

3 協会が経費を負担して運行する車両等を利用するものに対しては、第1項の規定にかかわらず支給しない。

(管理職手当)

第14条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある事務局長及び事務局次長について、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の額は40,000円とする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき給料月額を1ヶ月平均所定労働時間で除した額の100分の125(その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場

合には、100分の150) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 2 正規の休日に勤務することを命ぜられた職員には、正規の休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき給料月額を1ヶ月平均所定労働時間で除した額の100分の135(その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の160) を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。
- 3 勤務時間数は、その月の全時間によって計算するものとする。この場合においては、1時間未満の端数を生じた場合に、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは、切り捨てるものとする。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、調理員には適用しない。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ)を支払っている職員

- 2 住宅手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額が、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月にあつては15日に、12月にあつては5日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員についても、また同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、調理員には6月に100分の111.9、12月に100分の117.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6ヶ月 100分の100

(2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80

(3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60

(4) 3ヶ月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当の基礎額は、それぞれ、その基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 4 職員の内、次の表に該当するものについては、前項の規定にかかわらず同項に規定する合計額に同表の区分に応じた額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

職員の区分	加算額
事務局長、事務局次長	給料月額の100分の10
係長、主任、事務員、技術員で49号俸以上のもの	給料月額の100分の5

(勤勉手当)

- 第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて6月にあっては15日に、12月にあっては5日に支給する。
- 2 勤勉手当の額は勤勉手当の基礎額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、調理員に対する勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の77.7を乗じて得た額に、その者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務時間	支給割合
6ヶ月	100/100
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	95/100
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	90/100
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	80/100
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	70/100
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	60/100
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	50/100
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	40/100
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	30/100
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	20/100
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	15/100
15日以上1ヶ月未満	10/100
15日未満	5/100
勤務時間なし	0

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれ、その基準日現在（退職し、若しくは失職し、または死亡した職員にあっては、退職し、若しくは死亡した日現在）において職員が受ける

べき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同項中「前項」とあるのは「次条第3項」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第19条 寒冷地手当は、10月1日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。以下「基準日」という。）に在職する職員に対して基準日に支給する。基準日の翌日から理事長が定める日までの間に採用等の事由により、職員として勤務することとなった者に対しても同様とする。ただし、調理員には支給しない。

2 寒冷地手当の額は、基準日（基準日の翌日から前項後段の理事長が定める日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下同じ。）における次の表の世帯等の区分に応じ、当該の表に定める額とする。

世帯主の区分		額
世帯主である職員	扶養親族等のある職員	11万6,800円
	その他の世帯主である職員	6万5,300円
その他の職員		4万4,000円

3 前項の表の扶養親族等のある職員とは、第13条第2項に規定する扶養親族または事実上扶養する同居の2親等以内の親族を有する者をいう。

4 第2項のその他の世帯主である職員とは、前項の扶養親族等を有しないが、住居のため一戸を構えている者または下宿、間借り、寮等の一部屋を専用している者をいう。

5 第1項後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第2項の規定にかかわらず、寒冷地手当の支給を受けることとなった日における当該職員の世帯等の区分をもって基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出されるこれらの規定による寒冷地手当の額の範囲内で理事長が定める額とする。

第19条の2 第19条の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、理事長が定める期間内に、世帯等の区分に変更が生じた場合には、当該職員に、その変更が生じた日における寒冷地手当の額の算出の基礎となる事項を持って基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して理事長が定める額を追給する。

第4章 退職金

(退職金の支給要件)

第20条 職員（調理員を除く）が退職した場合は、退職金を支給する、ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。

(1) 勤務年数1年未満の者

(2) 懲戒解雇された者

(制度加入)

第21条 前条の退職金の支給は中小企業退職金共済事業との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

(退職金の額)

第22条 退職金共済契約は、採用した月から職員ごとの月額掛金30,000円で締結し、退職金の額は、退職までの掛金給付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。ただし、休職期間は掛金を納付しない。

(退職金の支給手続)

第23条 退職金は、職員（職員が死亡したときは遺族）に交付する退職金共済手帳により事業団から支給を受けるものとする。

2 職員が退職または死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人または遺族が退職または死亡後1月以内に事業団に対して退職金を請求することができるよう遅滞なく退職金共済手帳を本人または遺族に交付する。

(退職金の特例)

第24条 理事長は、第21条から第23条の規定のほか、必要に応じて理事会の承認を得て、退職金交付のための積立を行うことができる。

(理事会の承認)

第25条 前条に規定する退職金の交付は、理事会の承認を得て、支給する。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成3年11月1日から施行する。

(給与の減額)

2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員の給料月額、第7条、別表1及び別表2並びに給与規程の一部を改正する規程（平成19年4月1日施行）附則第2項から第4項までの規定により定められる給料月額から、その額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

職員の区分		割合
事務員及び技術員（事務局長の職にある者を除く。）で俸給月額が右の号俸の者	1号俸から52号俸	100分の0.8
	53号俸から172号俸まで	100分の1
事務局長の職にある者		100分の1.2
調理員		100分の0.8

- 3 職員の期末手当（特例期間に支給するものに限る。）に関する第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、「100分の150」とあるのは「100分の145」と、「100分の114」とあるのは「100分の109.9」と、「100分の129」とあるのは「100分の124.3」とする。

附 則（平成4年12月21日一部改正）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第17条第4項については平成4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項（2）については平成9年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 平成8年度の改正前の給与規程第19条第1項に規定する基準日の属する年の翌年の2月末日以前から引き続き在職する職員の寒冷地手当について、改正後の規程第19条第3項の規定によるものとした場合の基準額がみなし基準額（平成8年度の改正前の規程第19条第3項に規定する基準額）に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、みなし基

準額から同表の左欄に掲げる当該期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

平成 9年度 9月30日～2月末日	10,000円
平成10年度 9月30日～2月末日	30,000円
平成11年度 9月30日～2月末日	50,000円
平成12年度 9月30日～2月末日	70,000円

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項(2)については平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項(2)については平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行し、平成14年4月1日より適用する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の第17条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「6ヶ月以内」とあるのは「3ヶ月以内」と、同項第1項中「6ヶ月」とあるのは「3ヶ月」と、同項第2号中「5ヶ月以上6ヶ月未満」とあるのは、「2ヶ月以上15日以上3ヶ月未満」と、同項第3号中「3ヶ月以上5ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日以上2ヶ月15日未満」と、同項第4号中「3ヶ月未満」とあるのは、「1ヶ月15日未満」とする。

附 則

1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する手当の額は、改正後の給与規程第17条第2項、第3項及び第4項の規程にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成15年4月1日(同日2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、扶養手当、通勤手当及び住居手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前日までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(平成17年度分から平成20年度分までの寒冷地手当の額)

2 平成17年度の給与規程改正の施行の際、現に平成17年3月31日以前に在職する職員の平成17年度分から平成20年度分までの寒冷地手当の額については、平成17年度改正後の給与規程第19条第2項の規定にかかわらず、次の表の年度及び世帯主の区分に応じ、当該表に定める額とする。

年度	世帯主等の区分		額
平成17年度	世帯主である職員	扶養親族等が3人以上ある職員	20万5,300円
		扶養親族等が1人又は2人ある職員	18万1,100円
		その他の世帯主である職員	11万2,300円
	その他の職員		7万3,400円
平成18年度	世帯主である職員	扶養親族等が3人以上ある職員	18万3,175円
		扶養親族等が1人又は2人ある職員	16万5,025円

		その他の世帯主である職員	10万 550円
	その他の職員		6万6,050円
平成19年度	世帯主である職員	扶養親族等が3人以上ある職員	16万1,050円
		扶養親族等が1人又は2人ある職員	14万8,950円
		その他の世帯主である職員	8万8,800円
	その他の職員		5万8,700円
平成20年度	世帯主である職員	扶養親族等が3人以上ある職員	13万8,925円
		扶養親族等が1人又は2人ある職員	13万2,875円
		その他の世帯主である職員	7万7,050円
	その他の職員		5万1,350円

(給与の内払)

- 3 改正の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第17条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当の月額に100分の0.36を乗じて得た額に同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間がある職員にあつては、当該月数を減じた月数)を乗じて得た額。ただし、調理員については、改正前後の給料表に基づき算出して得た額。

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額。ただし、調理員については、改正前後の給料表に基づき算出して得た額。

(端数計算)

3 前項に規定する調整額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2 この規程の施行の日(以下「切替日」という。)において、その者が属していた改正前の給与規程別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた旧号俸とする。

別表1	旧号俸	新号俸
	22号俸	85号俸
	25号俸	97号俸
	41号俸	161号俸

別表2	旧号俸	新号俸	旧号俸	新号俸
	11号俸	41号俸	17号俸	65号俸
	13号俸	49号俸	18号俸	69号俸
	14号俸	53号俸		
	16号俸	61号俸		

ただし、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、理事長の定めるところにより必要な号俸の調整を行うことができる。

3 附則前項の規程の運用については、これらの規程に規定する職員が受けていた給料月額、この規程による改正前の給与規程に基づく規定に従って定められたものでなければならない。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が同日において受けていた給料月額(平成21年12月1日において別表1に定める号俸の適用

を受ける者のうち号俸が 61 号俸から 172 号俸までの者にあつては、当該給料月額に 100 分の 99.10 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。) に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項については平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の給与規程の規定は、平成 22 年 4 月分以降の給与から適用し、同月前の給与については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成 22 年 12 月に支給する職員に係る期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の給与規程第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額に平成 22 年 4 月 1 日（同日後に職員となった者にあつては、職員となった日）における当該職員の次の表の職員の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の独自削減改定割合欄に定める割合を当該職員が平成 22 年 4 月 1 日（同日後に職員となった者にあつては、職員となった日）に受けるべき給料月額に乗じて得た額に 8（平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、8 から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた数）を乗じて得た額を加えた額とする。

職員の区分	独自削減改定割合
-------	----------

事務員及び技術員（事務局長の職にある者を除く。）で給料月額が右の号俸の者	1号俸から36号俸まで	100分の1.044
	37号俸から52号俸まで	100分の1.039
	53号俸から100号俸まで	100分の1.313
	101号俸から172号俸まで	100分の0.958
事務局長の職にある者		100分の1.150
調理員		100分の1.044

附 則

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する職員に係る期末手当の額は、改正後の給与規程第17条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に次の表の号俸欄に掲げる職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に8（平成23年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、その他規則で定める期間がある職員にあつては、8から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた数）を乗じて得た額。

別表1（第7条関係）俸給表より
第113号俸から第132号俸までの者
第137号俸から第172号俸までの者

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員が同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額。

附 則

この規程は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
(適用区分)

2 この規程は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正の給与規程を適用する場合には、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(平成26年12月に支給する期末手当又は勤勉手当に関する特例措置)

4 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の給与規程第18条中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に別表1（第7条関係）の1号俸から59号俸に属する職員に対して支給する給料は、給料月額に読み替えて支給する。

(施行期日)

2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

3 この規程は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正の給与規程を適用する場合には、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(給与の切換えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成31年3月31までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(平成27年12月に支給する期末手当又は勤勉手当に関する特例措置)

6 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の給与規程第18条中「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程(第13条の改正規定を除く)は平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(平成28年12月に支給する期末手当又は勤勉手当に関する特例措置)

4 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の給与規程第18条中「100分の85」とあるのは「100分の90」とする。

(扶養手当に関する経過措置)

5 改正後の第13条第3項の規定は、施行の日から平成30年3月31日までの間に支給する扶養手当については、第13条第2項第1号に該当する場合は「6,500円」とあるのを「1万円」に、第13条第2項第2号に該当する場合(職員に配偶者がいない場合を除く。)は「1万円」とあるのを「8,000円」に読み替えるものとする。ただし、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、第13条第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する場合は「6,500円」とあるのを「9,000円」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月18日から施行する。

(適用区分)

2 この規程は平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(平成29年12月に支給する期末手当又は勤勉手当に関する特例措置)

4 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の給与規程第18条中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。